

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話 (243) 0141
20年5月11日

「新型コロナから中小業者を守れ」 制度拡充を求め新潟市・新潟県へ要望

「新潟市産業政策課・商業振興課交渉」

民商では21日に新型コロナ対策として①市独自の無利子融資制度、②固定費（家賃など）への助成、③持続化支援金の要件緩和、④消費税の減税を求めて新潟市と交渉しました。

交渉には駅前支部の小池さん（中華料理）も参加。小池さんは「8時を過ぎると人がいなくなる。遅い時間にご飯を食べにくるお客さんもいて店を閉められない。パートの人たちの生活も支えなくてはならず本当に困っている。ぜひ要望の内容を実現して欲しい」と切実な思いを訴えました。産業政策課長は「経験したことのない大変な状況なのは認識している。スピードをあげて制度を作るために努力します」と回答しました。

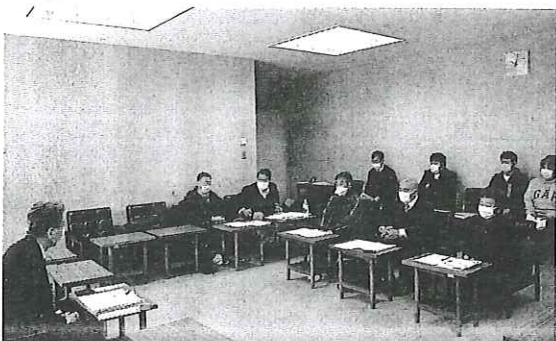
「新潟市保険年金課交渉」

24日には生活と健康を守る会と共同で保険年金課交渉も行いました。

コロナ対策として収入が30%以上減る中小業者の国保を減免すると国が打ち出していますが、市にも早期に実現することを要望。

また、国保にも換価の猶予が適用されることから「税務署は書類で時間がかかるようなら聞き取りで進めている。担保も柔軟に対応している」と指摘。すると保険年金課は「納税課と相談する」と回答しました。

松本副会長は「払いたくても払えない人に猶予を適用させて延滞金で苦しめないようにしてほしい」と訴えました。



日程

- ・ 5月12日（火） 共済会三役会
- ・ 5月22日（金） 三役会
- ・ 6月2日（火） 第2回理事会

「新商連と合同で新潟県交渉」

また23日には新商連と一緒に新潟県とも交渉しました。この交渉には駅前支部の会員2名と松浜支部の会員も1名参加し、中小業者の窮状を訴えました。

対応した産業労働部の職員は「みなさんの苦しい状況はよくわかった。この状況を乗り切ってもらうため県も出来る限りの応援をしたいと思っている。とりあえず休業要請協力金や県の無利子の融資制度を積極的に活用して欲しい」と話しました。

活用しよう！ 新潟県・新潟市の対策制度

◇休業要請に係る協力金について

県内に事業所を有する中小企業及び個人事業主であって、要請に応じて令和2年4月24日から5月6日までの全ての期間において休業等に協力した場合、10万円が支給されます。（市も上乘せ支給で10万円）

詳しくは地域の相談会、もしくはは民商事務所まで。

施設	要請内容	支給
(1) 特措法による要請を行う施設 【遊興施設等、文教施設、運動・遊技施設、劇場等、集会・展示施設(集会場等)】	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 = 休業要請	○
(2) 特措法による要請を行う施設(床面積が1,000平方メートルを超える下記の施設) 【大学・学習塾等、集会・展示施設(博物館等)、商業施設】		○
(3) 特措法によらない協力要請を行う施設(床面積が1,000平方メートル以下の下記の施設) 【大学・学習塾等、集会・展示施設(博物館等)、商業施設】	同1,000平方メートル超の施設に対する休業要請の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼	○
(4) 基本的に休止を要請しない施設	(1) 営業時間短縮の協力要請 【飲食店、料理店、喫茶店等】	○
	(2) 適切な感染防止対策等の協力要請等	×

※テイクアウト営業はOK。飲食店は、時短ではなく休業でも対象となります。

「わざわざ来てくれてありがたい」新型コロナで悩んでいる人へ民商の相談会への案内を届けよう！

木戸・山ノ下地域

木戸支部は二十三日、五十嵐支部長を先頭に木戸地域の飲食店を中心に訪問しました。「BSEのときも大変だったけどコロナは先が見えない、廃業しようかと考えたけど後継者がいるので、それはできない。(相談会のチラシを見て)声をかけてもらってありがたい」(焼き肉店)と感謝される訪問活動となりました。

また、山ノ下支部は二十四日に倉島副支部長が山ノ下地域を訪問。多くのお店には休業又は営業時間短縮のお知らせが張りだされていましたが、相談会の案内をすると興味を示してくれました。

東山ノ下・公平地域

東山ノ下・公平地域は4月24日、高橋士郎副会長が居酒屋と飲食店を中心に訪問行動を行いました。

訪問先の対話では、新潟県や新潟市の営業時間短縮の要請に応える形で、営業時間を夜の8時までとして閉店しているという話が出されました。訪問には相談会のチラシと宣伝紙を持参。宣伝紙を開きながら、「コロナから商売を守る為に必要なことは何かを高橋副会長が訴えました。そして「相談があれば民商へ」と話し、5月1日の相談会の話には興味を持つ人が多く、「時間の都合が合えば行ってみようか」という声もありました。

松浜・圃浜地域

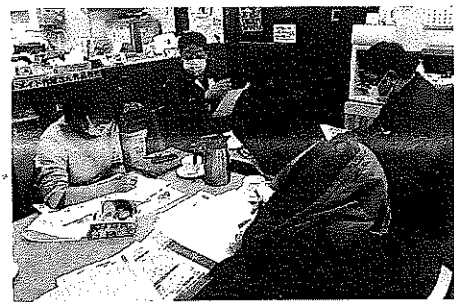
松浜支部は4月21日、中村勉支部長と事務局で訪問行動を行いました。仕出し屋を営んでいる会外の業者は「3月上に4月の売上は落ちている。銀行を通じて融資の申し込みをしてきた」と話しました。

また、飲食店を営んでいる会員は「4月は客が全く来ない日が多いが、稀にいつも通りの日もあり仕入の数が読めない。家賃の支払いがきついが明日から休業することを決めた所だった。相談会には参加したいと思う」と話していました。その他にも相談会の案内をすると「制度を知りたいので参加したい」などの声が出され、改めて相談会への関心が高いことが実感されました。

「集まって勉強できるのが民商の魅力だよね」 亀田支部がコロナ対策相談会を開催

4月23日に亀田支部は「えんではよこし」を会場にコロナ対策の相談会を開催しました。相談会には3名の方が参加し、実際に申請を行った支部役員でもある松本副会長から申請の流れや、どの位の期間で申請が通るのかなどの説明がありました。

参加者でもある『えんではよこし』の山本さんは、申請書の書き方などを教わりながら書類を完成させ、早速提出に行くとの事でした。山本さんは「集まって協力し勉強するのが民商の魅力。こういう事ができるのは民商だけだ」と話していました。これからも多くの相談が寄せられると思いますが、皆で丸となってコロナから商売を守る取り組みを続けます。



労働保険事務組合からの お知らせ

委託事業主の皆さん、労働保険(労災・雇用)の年度更新の日程が決まりました。お忙しいと思いますが、更新手続きにお越しく下さい。

5月 7日(木) 午後 13:00~15:00

※ 令和2年4月1日からは、高年齢労働者についても、雇用保険料の納付が必要となります。

年度更新の対象となる会員さんには、新潟民商から案内文書が届いています。記入の上、印鑑も忘れずにご持参願います。

※保険料の納付は振込でお願いしたいと思います。

・労働保険の新規加入を受け付けています。労働保険は、事業主や大工、左官などの一人親方等及びその家族従事者は、申請により特別加入できます。申込み希望者は、事前に民商へ連絡をお願いします。

※なお、廃止された(廃止予定)事業所も保険料の確定作業が必要です。必ず手続きをお願いします。